

豊中市社会福祉施設連絡会会則

(名称)

第1条 本連絡会は、豊中市社会福祉施設連絡会（以下、「連絡会」という。）という。

(事務局の所在地)

第2条 連絡会の事務局を社会福祉法人豊中市社会福祉協議会内に置く。

(目的および事業)

第3条 連絡会は、豊中市内に社会福祉施設を有する社会福祉法人等の相互の連携、利用者のサービス向上、施設職員の資質向上および施設の経営と管理運営の充実を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 施設利用者の処遇向上と職員の研修及び資質の向上に関すること
- (2) 施設の経営と管理運営にかかわる調査研究に関すること
- (3) 施設相互の連絡調整に関すること
- (4) 施設と校区福祉委員会、民生委員児童委員等との連携に関すること
- (5) 人権活動の推進に関すること
- (6) 地域における公益的な活動の推進に関すること
- (7) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 連絡会の会員は、社会福祉法人等が運営する豊中市内の社会福祉施設をもって構成する。

(役員および任期)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 3名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 相談役 若干名

2 役員任期は、2年とする。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 会長および副会長は、第4条に規定する社会福祉施設のうち、関係領域から1名ずつ置くものとし、総会において選任する。

2 会長は、別記のとおり、関係領域の輪番制とする。

3 幹事・会計・監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は連絡会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、関係領域内での事業を掌理する。

4 会計は、連絡会の経理を掌理する。

5 監事は、会計および会務を監査する。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長経験者のうち、役員会で会長が推薦し総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問又は相談に応じ、必要な助言をおこなうとともに、連絡会の業務に参加するものとする。

(会議)

第9条 連絡会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会および役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は年1回以上開催する。また、役員会は必要に応じて開催する。

4 総会及び役員会は、過半数の出席を必要とする。

5 会議での協議事項は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 連絡会は、事業の効果的な推進にあたり役員会の承認を得て部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、会長が役員会の承認を得てこれを定める。

3 部会には部会長を置いて、その選出には各領域の幹事があたる。

4 部会長は、会長の求めに応じ、会議に出席して部会に関する事項について意見を述べるものとする。

5 部会の経費については連絡会から支出する。

(会費及び会計年度)

第11条 連絡会の活動に要する経費は会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 連絡会の会費は毎年納入するものとし、1法人1施設の場合5,000円、1法人複数施設の場合7,000円とする。

3 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 12 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(別記)

会長の輪番制は次のとおりとする。(平成 24 年度より)

①障害領域 ②保育・児童領域 ③高齢領域

(附則)

1 この会則は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

2 連絡会設立当初の役員の任期は、第 5 条第 2 項に定める規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

[平成 27 年 4 月 21 日 一部改正]

[平成 30 年 4 月 17 日 一部改正]

[平成 31 年 4 月 11 日 一部改正]